

学校給食費の納入及び口座振替について（ご案内）

鴻巣市の中学校給食は、市が運営する中学校給食センターで調理されています。学校給食費は市が直接、保護者の皆様から徴収し、市の一般会計の歳入として取扱い（いわゆる公会計といいます。）、すべて食材料の購入に充てられています。

学校給食費のお支払い方法は、安全・便利な口座振替をお願いしておりますので、金融機関での手続きをお願いいたします。

1 徴収額

月額5,200円×11か月

2 口座振替日

8月、3月を除く毎月末日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）

※3月分は2月分と合わせて、2月に振替となります。

3 口座振替手続き

令和6年2月29日（木）までに手続きをしてください。学校の学用品費等の振替と同じ口座をご利用になる場合も、学用品費等と給食費はそれぞれ手続きが必要です。振替には、以下の取扱い金融機関の口座が利用できます。「鴻巣市収納金口座振替依頼書兼解約届・自動払込利用申込書兼廃止届（3枚複写式）」に必要事項を記入し、金融機関窓口にお持ちください。手続き後は、3枚目の【本人控】のみを受け取ってください。【市保管用】を返却された場合は、金融機関から市へ送付するようお伝えください。

取扱い金融機関

埼玉りそな銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・群馬銀行・足利銀行・武蔵野銀行
東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫・川口信用金庫・熊谷商工信用組合・中央労働金庫
さいたま農業協同組合・ほくさい農業協同組合（川里中央支店のみ）・ゆうちょ銀行

4 現金での納入について

以下の場合には学校からお子さんを通して納付書を交付しますので、上記取扱い金融機関（みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・足利銀行を除く）、市役所（支所含）、中学校給食センターにて現金での納入をお願いいたします。ATM及びコンビニエンスストアでは納入できません。

- ・口座振替の手続きが遅れてしまった。
- ・残高不足等により口座振替できなかった。

なお、どうしても納めに行けない場合は、学校で預かりますので、納付書と現金を学校にお持ちください（お子さんに持たせる場合は、現金の取扱いに十分ご注意ください）。

5 給食の停止について

長期の欠席等で給食を停止したい場合は、速やかに学校へ連絡してください。停止の申出があつてから実際に停止できるまでの間は、欠席であつても給食は提供されますので給食費は負担していただくこととなります。食材納入業者への発注変更には、一定の期間を要することをご理解ください。また、給食を再開する場合も同様に学校へ連絡してください。

【給食費手続きに係る注意点】

- ・給食費は鴻巣市が口座から引き落とします。
 - 残高不足等により、引落としが出来なかった際は鴻巣市より納付書が届きますので、上記【取り扱い金融機関】にて現金納入ください。
- ・学校諸経費（教材費等）と給食費は、それぞれ別個の手続きが必要となります。
- ・すでに兄弟・姉妹が在学中でも、新入生分の手続きが必要となります。
- ・口座番号は、7桁（ゆうちょ銀行は8桁）で枠内全てを記載ください。
 - ※桁数が満たない場合は、先頭に「0」をつけて記入ください。
- ・手続き後は、【本人控】のみ受け取ってください。
- ・ご不明な点がございましたら、鴻巣市立中学校給食センターへお問い合わせください。

【電話】 048-543-5333

用紙記入の際は、下記の記入例を参照ください。

